

○桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正：令和 7 年 5 月 19 日

(目的)

第 1 条 この規程は、桐蔭横浜大学臨床研究倫理規則（以下「規則」という。）に基づき、臨床研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(管掌事項)

第 2 条 委員会は、規則及び人を対象とする生命科学・医療系研究に関する倫理指針（令和 3 年 6 月 30 日、文部科学省・厚生労働省・経済産業省）（以下「倫理指針」という。）に基づき、研究計画の実施の適否等について倫理的観点及び科学的観点から審査し、学長に対して意見を述べなければならない。

2 委員会は、学長に対して、実施中の研究に関して、計画の変更、中止その他必要な意見を述べることができる。

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。（1）～（3）までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- | | |
|------------------------|-------|
| （1）医学・医療の専門家等自然科学の有識者 | 2 名以上 |
| （2）法律学の専門家等人文・社会科学の有識者 | 2 名以上 |
| （3）一般の立場を代表する者 | 1 名以上 |

2 委員会は、本学に所属しない者複数を含め構成されなければならない。

3 委員会は、男女両性で構成されなければならない。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が委員の中から指名する。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。
3 委員長は、審議の結果を学長に報告する。

(委員会による審査)

第 6 条 議決は、全会一致によるものとする。判定は次の各号のいずれかとする。

- （1）承認する。
（2）修正の上、再審査する。
（3）却下する。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、総務部研究推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。